

家屋敷課税とは・・・

豊丘村内に家屋敷または事務所・事業所を有する個人の方で、かつ、豊丘村内に住民登録をしていない方を対象として賦課される村県民税であり、地方税法第 294 条第 1 項第 2 号に定められています。

固定資産税とは異なり、家屋敷を所有していることに伴い、防災や防犯、道路整備等の行政サービスを受けているという考え方から、一定の負担をしていただくものです。

自己の所有でなくても、その居宅の支配権がある、もしくは自己が常に居住できる状況である場合は、納税義務者となります。

《課税される方》

- ① 1月1日時点で、豊丘村内に家屋敷または事業所を所有しており、かつ、豊丘村内に住民登録をしていない方
- ② 前年中に一定額以上の所得があり、お住いの市区町村で住民税が課税されている方
(住民税が非課税の方は、家屋敷課税も非課税となります)

家屋敷とは・・・

自己または家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けた独立性のある居宅のこと。

- ・実際には居住していないが、いつでも居住できる状態であれば課税となります。
- ・物置として使っていても、荷物さえ無ければ居住できる状態であれば課税となります。

課税対象外となる場合は・・・

- ① 令和5年度中の所得が少なく、令和6年度の住民税が非課税の人
- ② 電気、水道、ガス等の契約を解除してあり、当面使用するつもりがない場合
- ③ 家屋の老朽化が激しく、使用不可能な状態にある場合
- ④ 自己所有の住居を他人に貸し付けている場合
- ⑤ その他、本人がいつでも好きな時に自由に使用できる状態にない場合など

※ただし、上記②や③に該当して、特定空き家と認定されてしまった場合には、住宅用地特例の対象から除外され、宅地の固定資産税が増額となる可能性があります。